

厚生労働省群馬労働局発表
令和6年8月19日

【照会先】
群馬労働局 雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 中野 直美
指導係 関口 萌音
(代表電話) 027-896-4739

報道関係者 各位

「くるみん」「えるぼし」計8法人を認定しました！ ～ 8月27日に合同認定通知書交付式を開催します ～

群馬労働局（局長 上野 康博）では、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業として、医療法人群馬会、社会福祉法人ほたか会、利根保健生活協同組合、株式会社浅野、群馬県信用保証協会、しげる工業株式会社、ちよだ株式会社の7法人を認定し、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業として、株式会社上武設計事務所を認定しました。認定通知書交付式を以下のとおり行いますので、当日の取材をお願いいたします。

◆日時：令和6年8月27日（火）14:00～

◆会場：前橋地方合同庁舎1階会議室（前橋市大手町2丁目3番1号）

※取材いただける場合は、前日12:00までに担当（中野又は関口）あて御連絡ください。

医療法人群馬会 （4回目）	社会福祉法人ほたか会 （3回目）	利根保健生活協同組合 （2回目）
		
株式会社浅野 群馬県信用保証協会 しげる工業株式会社 ちよだ株式会社		株式会社上武設計事務所
		

各認定制度の詳細や企業の取組については、別紙を御覧ください。▶

株式会社浅野

所在地：伊勢崎市三和町 2718 番地 1

主たる事業：輸送用機械器具製造業

労働者数：242 人（男性 211 人、女性 31 人）



【認定基準の達成状況】

★計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

1. 計画期間中に達成した目標

①計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。

・男性社員…取得率を 10%以上にする こと ・女性社員…取得率を 100%にする こと

…男性の育児休業取得率：72%、女性の育児休業取得率：100%

②小学校就学の始期に達するまでの育児をする社員が希望する場合に利用できる育児短時間勤務制度、所定外労働の制限、子の看護休暇、時間外労働の制限、深夜業の制限に関する制度を管理監督者と社員に周知し、利用を促す。

…全体朝礼や研修において、行動計画と取組内容を説明の上、資料を掲示して各種制度の取得を促した。

計画期間中の時間外労働の制限請求者が 1 名、育児短時間勤務の申出者が 1 名であった。

③若者のインターンシップの受入を行う。

…令和4年度に 1 名、令和5年度に 3 名の受入を行った。

2. 育児休業取得率

男性…72%（計画期間中に配偶者が出産した男性 11 人のうち、8 人が育児休業を取得）

女性…100%（計画期間中に出産した 2 人のうち、2 人が育児休業を取得）

実績を「両立支援のひろば」で公表済み。

3. 育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員を対象とした、育児のための所定外労働制限及び育児短時間勤務制度を講じている。

4. 時間外労働及び休日労働の状況 ※計画終了事業年度の実績

①フルタイム労働者等の法定時間外労働・法定休日労働時間の平均…各月 45 時間未満（月平均 20.6 時間）

②月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者…0 名

5. 働き方の見直しに資する多様な労働条件整備に係る主な措置

①所定外労働の削減のための措置

…水曜日を「早帰りデー」に指定し、社員の時間外労働時間削減を行った。

医療法人群馬会

所在地：高崎市稲荷台町 136

主たる事業：医療業

労働者数：636 人（男性 271 人、女性 365 人）



★認定回数：4 回目

【認定基準の達成状況】

★計画期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

1. 計画期間中に達成した目標

①年次有給休暇取得率 60%以上の維持及び更なる向上

…衛生委員会の中で取得義務化の周知徹底を図る他、職員個々の有給休暇残日数をグループウェアに掲載することにより、取得率を把握できるようにした。取得率の実績は以下のとおり

令和元年度 64.2%、令和 2 年度 68%、令和 3 年度 67.2%、令和 4 年度 69.4%、令和 5 年度 67.3%

②計画期間内の育児休業取得率を下記のとおり定める。

・男性社員の育児休業取得：計画期間中に 7 %以上か 1 人以上

・女性職員の育児休業取得：計画期間中の育児休業取得率を 80%以上

…育児休業制度案内パンフレットを職員に配布した他、グループウェアにも掲載し、周知を図った。

計画期間内の育児休業取得率は、男性：46.2% 女性：95.5%。

2. 育児休業取得率

男性…46%（計画期間中に配偶者が出産した男性 39 人のうち、18 人が育児休業を取得）

女性…95%（計画期間中に出産した 44 人のうち、42 人が育児休業を取得）

実績を「両立支援のひろば」で公表済み。

3. 育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員を対象とした、事業所内保育施設の設置運営の措置を講じている。

4. 時間外労働及び休日労働の状況 ※計画終了事業年度の実績

①フルタイム労働者等の法定時間外労働・法定休日労働時間の平均…各月 45 時間未満（月平均 1 時間）

②月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者…0 名

5. 働き方の見直しに資する多様な労働条件整備に係る主な措置

①年次有給休暇の取得の促進のための措置

…衛生委員会の中で取得義務化の周知徹底を図るほか、職員個々の有給休暇残日数をグループウェアに掲載し、職員の有給休暇利用状況を把握できるようにした。

利根保健生活協同組合

所在地：沼田市東原新町 1861-1

主たる事業：医療・福祉

労働者数：901 人（男性 251 人、女性 650 人）



★認定回数：2回目

【認定基準の達成状況】 ★計画期間 令和2年4月1日～令和6年3月31日

1. 計画期間中に達成した目標

①職員の育児休業取得や職場復帰しやすい環境を整備する。

…「出産育児サポートブック」や「就業規則」で制度について記載し、令和5年7月に「出産育児サポートブック」を全職場に配布した。また、育児休業中に、職場の現況や職場復帰に向けた情報提供のために、「出産育児サポートブック」と「産休・育休中にやること ToDO リスト」を配布した。

②子育てを行う従業員が働き続けられるような環境を整備する。

…「出産育児サポートブック」や「就業規則」で制度について記載し、令和5年7月に「出産育児サポートブック」を全職場に配布した。また、事業所内保育施設での病児保育室の活用を促すため、「くるみ通信」を発行して周知。

③地域における子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施。

…医師や職員が地域の小・中・高校に出向いて講演を行う「保健講話」という活動を実施しており、若年層への健康に対する啓発活動に取り組んでいる。また、感染管理専従看護師による手洗い教室を開催し、小学生を中心に手洗い方法の指導を行っている。

2. 育児休業取得率

男性…52%（計画期間中に配偶者が出産した男性 44 人のうち、23 人が育児休業を取得）

女性…100%（計画期間中に出産した 63 人のうち、63 人が育児休業を取得）

実績を「両立支援のひろば」で公表済み。

3. 育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員を対象とした、育児のための所定外労働制限及び育児短時間勤務制度を講じている。

4. 時間外労働及び休日労働の状況 ※計画終了事業年度の実績

①フルタイム労働者等の法定時間外労働・法定休日労働時間の平均…各月 45 時間未満（月平均 6.3 時間）

②月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者…0 名

5. 働き方の見直しに資する多様な労働条件整備に係る主な措置

①所定外労働の削減のための措置

…「かえるバッジ」を活用し、着用者が定時に帰れるように、周りの職員から協力を得やすいようにする。

②年次有給休暇の取得の促進のための措置

…「年休管理表」を職場ごとに毎月作成し、職場責任者にフィードバックして公平な取得促進を図っている。

社会福祉法人ほたか会

所在地：前橋市昭和町三丁目 12 番 21 号

主たる事業：社会福祉・介護保険事業

労働者数：459 人（男性 144 人、女性 315 人）



★認定回数：3 回目

【認定基準の達成状況】

★計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日

1. 計画期間中に達成した目標

①計画期間内に、育児休業の取得率を男女ともに 100%にする。

…計画期間内において、対象となる職員全員（男性 6 名・女性 16 名）が育児休業を取得。

②子どもが保護者である職員の働いているところを見ることができる「子ども参観日」を実施する。

…令和4年11月23日及び令和5年11月23日に開催した。

2. 育児休業取得率

男性…100%（計画期間中に配偶者が出産した男性 6 人のうち、6 人が育児休業を取得）

女性…100%（計画期間中に出産した 16 人のうち、16 人が育児休業を取得）

実績を「両立支援のひろば」で公表済み。

3. 育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員を対象とした、育児のための所定外労働制限、育児短時間勤務制度及び事業所内保育施設の設置運営の措置を講じている。

4. 時間外労働及び休日労働の状況 ※計画終了事業年度の実績

①フルタイム労働者等の法定時間外労働・法定休日労働時間の平均…各月 45 時間未満（月平均 6.4 時間）

②月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者…0 名

5. 働き方の見直しに資する多様な労働条件整備に係る主な措置

①年次有給休暇の取得の促進のための措置

…令和元年度以降、従業員の希望に基づいた年 5 日の計画的年休付与を実施している。

②その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

…在宅勤務制度を非正規従業員まで拡充して整備し、実施している。

群馬県信用保証協会

所在地：前橋市大手町 3 - 3 - 1

主たる事業：信用保証業

労働者数：134 人（男性 93 人、女性 41 人）



★認定回数：1 回目

【認定基準の達成状況】

★計画期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

1. 計画期間中に達成した目標

①所定労働時間削減のため、ノー残業デー、定時退社を実施する。

…毎月 4 回のノー残業デーを実施した。

②年次有給休暇取得の促進、季節休暇取得率の向上を図る。

…取得促進を目的とする事務連絡を全職員へ配信した。また、年次有給休暇取得日数が年 5 日に満たない職員について、計画的な取得を促す取り組みを実施した。

③子の看護休暇・介護休暇の周知と推進を図る。

…子の看護休暇、介護休暇の取得促進、周囲への配慮を求める文書を作成し、事務連絡を全職員に配信した。

④男性職員を含めた育児休業取得の推奨、職場復帰に係る支援を行う。

…育児休業に関する相談窓口を設置し、男女全職員に周知。また、育児休業中の社員に対し、社内報やディスクロージャー誌、通信教育受講案内等を送付した。さらに、育児休業中の相談について、総務課が窓口となり所属部署や担当部署への引継ぎができるよう体制を整備した。

2. 育児休業取得率

男性…92%（計画期間中に配偶者が出産した男性 14 人のうち、7 人が育児休業、6 人が育児目的休暇を取得）

女性…180%（計画期間中に出産した女性労働者 5 人、育児休業取得者 9 人）

実績を「両立支援のひろば」で公表済み。

3. 育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員を対象とした、育児短時間勤務制度を講じている。

4. 時間外労働及び休日労働の状況 ※計画終了事業年度の実績

①フルタイム労働者等の法定時間外労働・法定休日労働時間の平均…各月 45 時間未満（月平均 7.8 時間）

②月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者…0 名

5. 働き方の見直しに資する多様な労働条件整備に係る主な措置

①所定外労働の削減のための措置

…月に 4 回ノー残業デーを実施している。

しげる工業株式会社

所在地：太田市由良町 330

主たる事業：自動車機装部品製造業

労働者数：1228 人（男性 1090 人、女性 138 人）



【認定基準の達成状況】

★計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日

1. 計画期間中に達成した目標

①テレワークの推進

…令和2年度に導入済みのテレワークについて、社内ポータルサイトに周知文書を掲載し、利用を促進した。

②年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間 10 日以上とする

…計画期間中の年次有給休暇取得日数について、毎年度、一人当たり平均年間 10 日以上を達成した。

令和3年度 11.0 日、令和4年度 12.1 日、令和5年度 12.4 日

③若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供

…若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会を提供し実施した（計画期間中に計 4 回）。

2. 育児休業取得率

男性…15%（計画期間中に配偶者が出産した男性 99 人のうち、15 人が育児休業を取得）

女性…100%（計画期間中に出産した 13 人のうち、13 人が育児休業を取得）

実績を「両立支援のひろば」で公表済み。

3. 育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況

小学校4年生就学の始期に達するまでの子を養育する労働者を対象とした育児短時間勤務制度を講じている。

4. 時間外労働及び休日労働の状況 ※計画終了事業年度の実績

①フルタイム労働者等の法定時間外労働・法定休日労働時間の平均…各月 45 時間未満（月平均 20.5 時間）

②月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者…0 名

5. 働き方の見直しに資する多様な労働条件整備に係る主な措置

①所定外労働の削減のための措置

…週2日のノー残業デーを設定し、周知している。

②年次有給休暇の取得の促進のための措置

…行動計画において、年次有給休暇の取得を年間 10 日以上と設定し取得促進した。

③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

…令和2年度より導入済みであったテレワークを計画期間中に再度周知し、推進した。

ちよだ株式会社

所 在 地：前橋市千代田町三丁目 3-20

主たる事業：社会福祉・介護保険事業

労働者数：120 人（男性 38 人、女性 82 人）



【認定基準の達成状況】

★計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

1. 計画期間中に達成した目標

①計画期間内に、男性職員の育児休業の取得率を 100%にする。

…取得率：125%（計画期間内に子の出生のあった男性職員：4人、計画期間内の育児休業取得者：5名）

②計画期間内に、女性職員の育児休業の取得率 100%を維持する。

…取得率：133%（計画期間内に出産した女性職員：3名、計画期間内の育児休業取得者：4名）

③子どもが保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「しごと参観日」を継続実施する。

…令和4年11月23日及び令和5年11月23日に、グループ会社である社会福祉法人はたか会で「しごと参観日」を継続して実施。

2. 育児休業取得率

男性…125%（計画期間中に配偶者が出産した男性労働者：4人、育児休業取得者：5人）

女性…133%（計画期間中に出産した女性労働者：3人、育児休業取得者：4人）

実績を「両立支援のひろば」で公表済み。

3. 育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員を対象とした、育児のための所定外労働制限、育児短時間勤務制度及び事業所内保育施設の設置運営の措置を講じている（保育施設の設置運営者はグループ企業の社会福祉法人はたか会）。

4. 時間外労働及び休日労働の状況 ※計画終了事業年度の実績

①フルタイム労働者等の法定時間外労働・法定休日労働時間の平均…各月 45 時間未満（月平均 6 時間）

②月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者…0 名

5. 働き方の見直しに資する多様な労働条件整備に係る主な措置

①年次有給休暇の取得の促進のための措置

…令和元年度以降、従業員の希望に基づいた年 5 日の計画的年休付与を実施している。

②その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

…在宅勤務制度をパート職員まで拡充して整備し、実施している。

株式会社上武設計事務所

所在地：高崎市八千代町 3 - 7 - 1 6

業 種：学術研究、専門・技術サービス業

労働者数：34 人（男性 20 人、女性 14 人）



【認定基準に係る評価項目の達成状況】

1 採用：次の（１）と（２）のいずれかに該当すること。

（１）男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること。

※ 直近３事業年度の平均した、雇用管理区分ごとの「採用における女性の競争倍率×0.8」が、男性の競争倍率よりも低いこと。

（２）直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること。

① 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上である。

② 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上である。

※ 正社員に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみに該当すれば足りる。

【達成状況】

上記（２）①について、正社員に占める女性労働者割合は 39.4%であり、産業平均値（学術研究、専門・技術サービス業。以下同じ。）の 24.2%を上回る。

上記（２）②について、基幹的な雇用管理区分（総合職・派遣）における女性労働者の割合は、39.4%であり、産業平均値の 18.5%を上回る。

2 継続就業：（１）直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること。

① 「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が、雇用管理区分ごとに 7 割以上であること。

② 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が、雇用管理区分ごとに 8 割以上であること。

※継続雇用割合とは、「9～11 事業年度前に採用した労働者で現在雇用している人数」÷「9～11 事業年度前に採用した労働者の人数」

（２）上記（１）を算出することができない場合は、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。

【達成状況】

上記（２）について、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数は 10.54 年であり、産業平均値の 9.5 年を上回る。

3 労働時間等の働き方：雇用管理区分ごとの労働者の、法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満であること。

【達成状況】

全ての月について 45 時間未満である。（月平均に換算すると、総合職は 6.4 時間、派遣は 13.9 時間）

4 管理職比率：次の（１）と（２）のいずれかに該当すること。

- （１）直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が、産業ごとの平均値以上であること。
- （２）直近 3 事業年度の平均した「課長級より 1 つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した者の割合」÷「課長級より 1 つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した者の割合」が 8 割以上であること

【達成状況】

（１）について、直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合は 12.5%であり、産業平均値の 8.9%以上である。

5 多様なキャリアコース：直近の 3 事業年度において、以下の 2 項目以上（中小企業は 1 項目以上）の実績を有すること

- ア 女性の非正社員から正社員への転換
- イ 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- ウ 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- エ おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用

【達成状況】

直近の 3 事業年度において、「エ おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用」の実績が 1 人である。

次世代育成支援対策推進の取組状況

1 一般事業主行動計画策定届出企業数及び届出率

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者が101人以上の企業に対し、労働者の仕事と子育ての両立支援や働き方の見直しに関する取組を記載した一般事業主行動計画を策定し、その行動計画の公表及び労働者への周知を行い、その旨を都道府県労働局に届け出ることを義務付けている（100人以下の企業は努力義務）。

（令和6年7月31日現在）

	管内企業数	行動計画策定 届出企業数	届出率
常時雇用労働者301人以上の企業	235社	232社	98.7%
常時雇用労働者101人以上300人以下の企業	528社	520社	98.5%
常時雇用労働者100人以下の企業	—	699社	—
合 計	—	1,451社	—

2 基準適合一般事業主認定企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の子育て支援等について「一般事業主行動計画」を策定し、その計画目標を達成するなどの認定基準を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）による認定（くるみん認定）をしている。

また、くるみん認定を受けた企業のうち、男性の育児休業取得率が30%以上などの特例認定基準を満たした場合、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）による特例認定（プラチナくるみん認定）をしている。

（1）くるみん認定

令和6年7月31日現在、管内における認定企業は74社であり、うち、くるみんプラス認定企業は2社である。



	認定企業数
常時雇用労働者301人以上の企業	35社
常時雇用労働者101人以上300人以下の企業	22社
常時雇用労働者100人以下の企業	17社 (うち、くるみんプラス2社)
合 計	74社

（2）プラチナくるみん認定

令和6年7月31日現在、管内における特例認定企業は9社であり、うち、プラチナくるみんプラス認定企業は1社である。



	認定企業数
常時雇用労働者301人以上の企業	8社 (うち、プラチナくるみんプラス1社)
常時雇用労働者101人以上300人以下の企業	0社
常時雇用労働者101人以下の企業	1社
合 計	9社

(3) くるみん認定企業一覧

※初回認定が早い順に並んでいます。プラス認定を受けている場合は企業名の後ろに表示しています。
記者発表の対象企業は赤字で表示しています。

	企業名	認定年	所在地	業種	労働者数 (申請時点)
1	株式会社山田製作所	H19年 H21年 R 4 年	伊勢崎市	輸送用機械器具製造業	1,535人
2	生活協同組合コープぐんま	H19年 H22年 H25年 H27年 R 1 年 R 4 年	桐生市	卸・小売業	1,340人
3	株式会社ヤマダホールディングス	H20年 H23年	高崎市	卸・小売業	11,460人
4	サンデン株式会社	H21年	伊勢崎市	製造業	3,019人
5	株式会社ヤマダホームズ	H21年 H24年 H27年 H29年	高崎市	建設業	997人
6	株式会社高崎高島屋	H21年 H23年	高崎市	卸・小売業	321人
7	有限会社COCO-LO	H22年 H25年	桐生市	医療・福祉業	76人
8	株式会社東和銀行	H22年 H27年	前橋市	金融業	2,303人
9	社会福祉法人春風会	H24年 H27年 R 3 年	中之条町	医療・福祉業	128人
10	特定非営利活動法人ハートフル	H24年	高崎市	医療・福祉業	63人
11	社会医療法人鶴谷会	H24年	伊勢崎市	医療・福祉業	613人
12	医療法人群馬会	H24年 H26年 R 1 年 R 6 年	高崎市	医療・福祉業	636人
13	株式会社秋葉ダイカスト工業所	H25年	高崎市	製造業	99人
14	株式会社群馬銀行	H25年 H27年	前橋市	金融業	4,707人
15	医療法人石井会石井病院	H25年	伊勢崎市	医療・福祉業	299人
16	光山電気工業株式会社	H25年 H27年	中之条町	製造業	157人
17	医療法人橘会上之原病院	H25年	渋川市	医療・福祉業	220人
18	社会福祉法人桔梗会	H25年 H28年	沼田市	医療・福祉業	99人
19	株式会社ハンプティードンパティ	H25年	前橋市	卸・小売業	445人
20	医療法人大誠会	H25年	沼田市	医療・福祉業	286人
21	富士重工業健康保険組合太田記念病院	H25年	太田市	医療・福祉業	857人
22	高崎信用金庫	H25年 H27年	高崎市	金融業	472人
23	株式会社アベックス	H26年	高崎市	卸・小売業	27人
24	株式会社エムダブルエス日高	H26年	高崎市	医療・福祉業	706人
25	株式会社スカイスクレイパー	H27年	太田市	飲食サービス業	496人
26	国立大学法人群馬大学	H27年	前橋市	教育・研究	2,368人
27	利根保健生活協同組合	H27年 R 6 年	沼田市	医療・福祉業	901人
28	三高産業株式会社	H27年 H30年	桐生市	卸・小売業	20人
29	株式会社ヌカバ	H28年	高崎市	製造業	450人
30	社会福祉法人赤城会	H28年	渋川市	医療・福祉業	155人

31	医療法人パテラ会	H28年 H30年	みなかみ町	医療・福祉業	247人
32	株式会社ジーシーシー	H29年	前橋市	情報通信業	664人
33	株式会社富士通フロンテックシステムズ	H29年	前橋市	情報通信業	116人
34	株式会社日本キャンバック	H29年	明和町	製造業	536人
35	太平食品工業株式会社	H29年	前橋市	食品製造業	502人
36	ぐんぎんシステムサービス株式会社	H29年 R2年 R5年	前橋市	ソフトウェア開発・販売	121人
37	しのめ信用金庫	H29年	富岡市	金融業	984人
38	社会福祉法人ほたか会	H30年 R3年 R6年	前橋市	医療・福祉業	459人
39	社会福祉法人視覚障害者福祉会	H30年	前橋市	医療・福祉業	83人
40	社会福祉法人あんなか福祉会	H30年	安中市	医療・福祉業	121人
41	桐生信用金庫	H30年	桐生市	金融業	544人
42	アイオー信用金庫	H30年	伊勢崎市	金融業	366人
43	手島精管株式会社	H30年	館林市	製造業	47人
44	株式会社ナカダイ	H30年	前橋市	卸・小売業	63人
45	株式会社荻野屋	H31年	安中市	製造業	543人
46	たぐみ株式会社	R1年	高崎市	医療・福祉業	391人
47	株式会社環境技研	R1年	高崎市	技術サービス業	102人
48	株式会社 J I M R O	R2年	高崎市	製造業	165人
49	社会福祉法人邦知会	R2年	桐生市	医療・福祉業	237人
50	株式会社板垣	R3年 R4年	伊勢崎市	卸・小売業（メガネ・補聴器販売）	214人
51	太陽誘電株式会社	R3年	高崎市	製造業	3,262人
52	サンヴァーテックス株式会社	R3年 R5年	高崎市	総合人材サービス業	1,405人
53	学校法人中村学園	R3年	前橋市	認定こども園の運営	62人
54	社会福祉法人榛桐会	R3年	高崎市	重症心身障害児者施設	189人
55	株式会社メディカルベア	R3年	玉村町	医療器具滅菌業	115人
56	株式会社日東システムテクノロジーズ	R3年	太田市	情報通信業	112人
57	医療法人社団善衆会	R3年	前橋市	医療業	492人
58	日本パイプシステム株式会社	R3年 R5年	板倉町	製造業	103人
59	株式会社ソアード	R4年	高崎市	不動産業、物品賃貸業	15人
60	小林工業株式会社	R4年	前橋市	総合建設業	78人
61	株式会社両毛システムズ	R4年	桐生市	情報サービス業	912人
62	株式会社ジェイ・エヌ・エス	R4年	高崎市	広告業	37人
63	株式会社スバルロジスティクス	R4年	太田市	自動車運送取扱業	510人

64	医療法人孝穂会（プラス認定）	R 5 年	高崎市	歯科医院	25人
65	株式会社 I H I エアロスペース	R 5 年	富岡市	輸送用機械器具製造	1,048人
66	株式会社 S N A R K	R 5 年	高崎市	設計事務所	13人
67	株式会社 S H A M P O O	R 5 年	伊勢崎市	美容業	32人
68	株式会社キーテクノロジー	R 6 年	玉村町	製造業	226人
69	社会福祉法人尾瀬長寿会（プラス認定）	R 6 年	片品村	医療、福祉（介護事業）	82人
70	株式会社ナカヨ	R 6 年	前橋市	製造業（電気機械器具製造業）	796人
71	株式会社浅野	R 6 年	伊勢崎市	輸送機械器具製造業	242人
72	群馬県信用保証協会	R 6 年	前橋市	信用保証業	134人
73	しげる工業株式会社	R 6 年	太田市	自動車・装飾部品製造業	1228人
74	ちよだ株式会社	R 6 年	前橋市	社会福祉・介護保険事業	120人

（４）プラチナくるみん認定企業一覧

※初回認定が早い順に並んでいます。プラス認定を受けている場合は企業名の後ろに表示しています。

	企業名	特例認定年	所在地	業種	労働者数
1	有限会社COCO-LO	H28年	桐生市	福祉業	78人
2	医療法人鶴谷会	H28年	伊勢崎市	医療業	599人
3	株式会社群馬銀行	H29年	前橋市	金融業	4,744人
4	株式会社東和銀行	H29年	前橋市	金融業	2,278人
5	高崎信用金庫	R 2 年	高崎市	金融業	461人
6	桐生信用金庫（プラス認定）	R 2 年 R 5 年（プラス認定）	桐生市	金融業	500人
7	医療法人パテラ会	R 3 年	みなかみ町	医療業	301人
8	医療法人大誠会	R 4 年	沼田市	医療業	395人
9	太陽誘電株式会社	R 5 年	高崎市	製造業	3,422人

次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定基準（くるみん）

令和 4 年 4 月 1 日付けで下線部の基準が改正されました。

No.	認定基準
1	雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
2	行動計画の計画期間が、2 年以上 5 年以下であること
3	策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと
4	策定・変更した行動計画について、公表及び労働者への周知を適切に行っていること
5	次の（１）または（２）のいずれかを満たしていること。 （１）計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した割合が<u>10%以上</u>であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「<u>両立支援のひろば</u>」で公表していること。 （２）計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて<u>20%以上</u>であり、当該割合を「<u>両立支援のひろば</u>」で公表し、かつ、育児休業等を取得した者が 1 人以上いること。 ※ 労働者数が300人以下の事業主の特例 計画期間内に男性の育児休業等取得者または育児目的休暇利用者がいなかった場合でも、下記①～④のいずれかに該当すれば、基準を満たす。 ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1 歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ、当該取得実績を「<u>両立支援のひろば</u>」で公表していること。 ② 計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該利用実績を「<u>両立支援のひろば</u>」で公表していること。 ③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長 3 年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業取得率が<u>10%以上</u>であり、当該割合を「<u>両立支援のひろば</u>」で公表していること。 ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子又は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該利用実績を「<u>両立支援のひろば</u>」で公表していること。
6	計画期間内の女性労働者の育児休業取得率が、75%以上であり、当該割合を「 <u>両立支援のひろば</u> 」で公表していること。
7	3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、所定労働時間の短縮措置等の制度を講じていること。
8	次のいずれも満たしていること。 （１）フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。 （２）月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
9	次のいずれかの措置について、具体的な目標を定めて実施していること ①所定外労働の削減のための措置 ②年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
10	法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定基準（プラス）

- 令和 4 年 4 月 1 日付けで新たに創設された認定制度です。
- プラス認定は、くるみん認定やプラチナくるみん認定に併せて申請することができます。ただし、経過措置として、令和 4 年 3 月 31 日までにくるみん認定・プラチナくるみん認定を受けている企業については、プラス認定基準を満たせば、くるみんプラス認定・プラチナくるみんプラス認定を受けることができます。

N o .	認定基準
1	次の①及び②の制度（※）を設けていること。 ①不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度や、利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含まない。） ②不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうち、いずれかの制度 ※ 制度の利用対象労働者については、性別、雇用形態に関わらず利用できるものであることが必要です。
2	不妊治療と仕事との両立に関する方針（※）を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。 ※ 不妊治療と仕事の両立を具体的に推進・支援する内容であり、法人の代表者名で発信・周知することが必要です。
3	不妊治療と仕事との両立に関する研修（※）その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。 ※ 管理職、人事労務担当者、不妊治療を行う労働者、当該労働者の上司、同僚、部下等を含め全ての労働者を対象とし、少なくとも年 1 回は実施していることが必要です。
4	不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者（※）を選任し、社内に周知していること。 ※ 自社の制度内容を不妊治療を受ける労働者に説明し、当該労働者の業務の調整などを行う役割を果たせる人を選任することが適切です。

次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく特例認定基準（プラチナくるみん）

令和4年4月1日付けで下線部の基準が改正されました。

No.	特例認定基準
1～4	認定基準1～4と同じ
5	次の（１）又は（２）のいずれかを満たしていること （１）計画期間において男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が<u>30%以上</u>であること （２）計画期間において男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて<u>50%以上</u>であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること ※ 労働者数が300人以下の事業主の特例 計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、下記①～④のいずれかに該当すれば、基準を満たす ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く） ② 計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること ③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が<u>30%以上</u>であること ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子又は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること
6～8	認定基準6～8と同じ
9	次の①～③のすべての措置を実施しており、かつ、①又は②のうち、少なくとも一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと ①所定外労働の削減のための措置 ②年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
10	次の（１）又は（２）のいずれかを満たしていること （１）子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育児休業中を含む）している者の割合が<u>90%以上</u>であること （２）子を出産した女性労働者及び、子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合が<u>70%以上</u>であること
11	育児休業等をし、または育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上又はキャリア形成の支援のための取組に係る計画を策定し、実施していること。
12	認定基準10と同じ

女性活躍推進の取組状況

1 一般事業主行動計画策定届出企業数及び届出率

女性活躍推進法では、常時雇用する労働者が101人以上の企業に対し、自社の女性の活躍に関する状況把握、数値目標を含む行動計画の策定、行動計画の公表及び労働者への周知、行動計画を策定した旨の届出、女性の活躍に関する情報公表を義務付けている（100人以下の企業は努力義務）。

（令和6年7月31日現在）

	管内企業数	行動計画策定 届出企業数	届出率
常時雇用労働者301人以上の企業	235社	230社	97.9%
常時雇用労働者101人以上300人以下の企業	528社	522社	98.9%
常時雇用労働者100人以下の企業	－	94社	－
合 計	－	846社	－

2 基準適合一般事業主認定企業

女性活躍推進法に基づき行動計画を策定した旨の届出等を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業について、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）による認定（えるぼし認定）を行っている。認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階ある。

（1）えるぼし認定

令和6年7月31日現在、管内における認定企業は29社である（2段階目7社、3段階目22社）。



	認定企業数
常時雇用労働者301人以上の企業	12社
常時雇用労働者300人以下の企業	17社
合 計	29社

（2）えるぼし認定企業一覧

※初回認定が早い順に並んでいます。記者発表の対象企業は赤字で表示しています。

	企業名	段階	認定年	所在地	業種	労働者数 (申請時点)
1	株式会社群馬銀行	2段階目	H28年	前橋市	金融業、保険業	4,781人
		3段階目	H30年			
2	朝倉染布株式会社	3段階目	H28年	桐生市	製造業（繊維工業）	98人
3	株式会社ジュンコーポレーション	3段階目	H29年	安中市	製造業（プラスチック製品）	27人
4	株式会社上毛新聞社	3段階目	H29年	前橋市	情報通信業	379人
5	社会福祉法人赤城会	3段階目	H29年	渋川市	医療、福祉	145人
6	株式会社アイ・ディー・イー	2段階目	H29年	高崎市	専門サービス業	368人
7	ARIGATO COMPANY株式会社	3段階目	H29年	高崎市	建設業	8人
8	株式会社東和銀行	2段階目	H22年	前橋市	金融業	1,987人
		3段階目	H27年			

次ページに続く▶

9	アイオー信用金庫	2段階目	H30年	伊勢崎市	金融業	336人
10	株式会社荻野屋	3段階目	H30年	安中市	食品製造業	543人
11	学校法人NIPPON ACADEMY	3段階目	H31年	前橋市	教育、学習支援業	71人
12	高崎信用金庫	2段階目	R1年	高崎市	金融業	473人
13	株式会社タカラコーポレーション	3段階目	R1年	太田市	小売業	106人
14	太陽誘電株式会社	3段階目	R2年	高崎市	製造業（電気機械器具）	2,984人
15	サンヴァーテックス株式会社	3段階目	R2年	高崎市	サービス業	1,371人
16	株式会社板垣	3段階目	R3年	伊勢崎市	小売業	225人
17	株式会社IHIエアロスペース	3段階目	R3年	富岡市	製造業（輸送用機械器具）	1,010人
18	桐生信用金庫	2段階目	R3年	桐生市	金融業、保険業	472人
19	株式会社ワークエントリー	3段階目	R4年	高崎市	サービス業	71人
20	株式会社日東システムテクノロジーズ	3段階目	R4年	太田市	情報通信業	124人
21	ユーコム株式会社	3段階目	R4年	前橋市	小売業	46人
22	株式会社両毛システムズ	2段階目	R4年	桐生市	情報通信業	912人
23	株式会社萩原工業	2段階目	R5年	安中市	建設業	15人
24	株式会社ジェイ・エヌ・エス	3段階目	R5年	高崎市	学術研究、専門・技術サービス業	38人
25	日本パイプシステム株式会社	2段階目	R5年	板倉町	製造業	103人
26	社会福祉法人桐生療育双葉会	3段階目	R6年	桐生市	医療、福祉	244人
27	株式会社梁瀬産業社	3段階目	R6年	桐生市	製造業（プラスチック製品）	217人
28	ワイズコーポレーション株式会社	3段階目	R6年	伊勢崎市	サービス業	154人
29	株式会社上武設計事務所	3段階目	R6年	高崎市	学術研究、専門・技術サービス業	34人

女性活躍推進法第9条に基づく認定基準（えるぼし認定）

1段階目 	● 以下の5つの基準のうち、1つ又は2つの基準を満たしていること ● 満たさない基準については、当該基準に関連する取組を実施し、2年以上連続してその実績が改善していること ● 上記の実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること
2段階目 	● 以下の5つの基準のうち、3つ又は4つの基準を満たしていること ● 満たさない基準については、当該基準に関連する取組を実施し、2年以上連続してその実績が改善していること ● 上記の実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること
3段階目 	● 以下の5つの基準の全てを満たしていること ● 上記の実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること

※5つの基準については次のページを参照。

評価項目	基準値（実績値）
採用	次の（１）と（２）のいずれかに該当すること。 （１）男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度（※）であること。 ※『直近３事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率」』×0.8が、『直近３事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」』よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とするものに限る）。 （２）直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること。 ①正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が４割を超える場合は４割）以上であること。 ②正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が４割を超える場合は４割）以上であること。
継続就業	（１）直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること。 ①「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ７割以上であること（期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る）。 ②「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者の継続雇用割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ８割以上であること（期間の定めのない労働契約を締結している労働者かつ新規学卒採用者等に限る）。 （２）上記（１）を算出できない場合は、直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。
労働時間等の働き方	雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。 「各月の対象労働者の(法定時間外労働＋法定休日労働)の総時間数の合計」÷「対象労働者数」＜45時間 これにより難しい場合は、 「[各月の対象労働者の総労働時間数の合計]－[各月の法定労働時間の合計＝(40×各月の日数÷7)×対象労働者数]」÷「対象労働者数」＜45時間
管理職比率	次の（１）と（２）のいずれかに該当すること。 （１）管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること。 （２）『直近３事業年度の平均した「課長級より１つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」』÷『直近３事業年度の平均した「課長級より１つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合」』が８割以上であること。
多様なキャリアコース	直近の３事業年度のうち、以下について大企業は２項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業は１項目以上の実績を有すること。 A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

※ 上記の他、以下の基準を全て満たす必要があります。

- ・事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。
- ・策定した一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。
- ・認定取消又は辞退の日から３年を経過していること。
- ・職業安定法第５条の５第１項第３号の規定により、公共職業安定所等が求人の申込みを受理しないことができる場合に該当しないこと。
- ・女性活躍推進法及び女性活躍推進法に基づく命令その他関係法令に違反する重大事実がないこと。

女性活躍推進法第12条に基づく認定基準（プラチナえるぼし認定）

えるぼし認定を受けた事業主のうち、以下の基準を満たした場合に認定します（令和2年6月1日以降認定開始）。

プラチナえるぼし 	● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ● 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任し、その選任状況を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 以下の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く）のうち、8項目以上を毎年「女性の活躍推進企業データベース」に公表していること。
--	--

評価項目	基準値（実績値）
採用	えるぼし認定基準と同じ。
継続就業	（1）直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること。 ①「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること（期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る）。 ②「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者の継続雇用割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ9割以上であること（期間の定めのない労働契約を締結している労働者かつ新規卒採用者等に限る）。 （2）上記（1）を算出できない場合は、直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。
労働時間等の働き方	えるぼし認定基準と同じ。
管理職比率	（1）直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が、産業ごとの平均値の1.5倍以上であること。 ただし、1.5倍後の数字が、 （2）15%以下の場合、管理職に占める女性労働者の割合が15%以上であること。 （3）40%以上の場合、以下の①と②のいずれか大きい値以上であること。 ①正社員に占める女性比率の8割 ②40%
多様なキャリアコース	えるぼし認定基準と同じ。

※ 上記の他、以下の基準を全て満たす必要があります。

- ・事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。
- ・策定した一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。
- ・雇用管理区分ごとに、労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと。
- ・プラチナえるぼし認定の申請より前に、一般事業主行動計画に定めた目標を、容易に達成できる目標に変更していないこと。
- ・認定取消又は辞退の日から3年を経過していること。
- ・職業安定法第5条の5第1項第3号の規定により、公共職業安定所等が求人申し込みを受理しないことができる場合に該当しないこと。
- ・女性活躍推進法及び女性活躍推進法に基づく命令その他関係法令に違反する重大事実がないこと。



1 えるぼし・プラチナえるぼし認定

女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業を認定します。

えるぼし認定は、「採用」、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」の5つの評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります。

プラチナえるぼし認定は、えるぼし認定企業が、管理職比率等について、より高い水準の評価項目を満たし、法に基づく情報公表を8項目以上公表する等の基準を満たす必要があります。



2 くるみん・プラチナくるみん認定

従業員の子育て支援に積極的な企業を認定します。

くるみん認定は、男性の育児休業取得率10%以上、子が小学校就学前まで利用可能な短時間勤務制度等がある、法定時間外・法定休日労働の平均が月45時間未満である等の基準を満たす必要があります。

プラチナくるみん認定は、くるみん認定企業が、男性の育児休業取得率30%以上、女性の活躍推進に係る計画を実施している等の基準を満たす必要があります。

※ この他、不妊治療と仕事との両立に関する認定基準を満たした場合、新たな認定マーク「プラス」を取得できます。



3 ユースエール認定

若者雇用促進法に基づき、優良な中小企業を認定します。

ユースエール認定は、人材育成方針及び教育訓練計画の策定、直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の定着状況、正社員の所定外労働時間の実績、正社員の有給休暇の取得実績、男女労働者の育児休業等の取得実績など、各種要件を満たす必要があります。



4 もにす認定

障害者雇用への取組が優良な中小企業を認定します。

もにす認定は、障害者雇用への取組、成果及び情報開示について一定水準に達していること、雇用率制度の対象障害者を法定以上雇用していること等の基準を満たす必要があります。



認定マークを商品や広告、求人票等で使用してアピールすることができ、企業のイメージアップや、優秀な人材の確保・採用に繋がることができます。また、公共調達における加点点評価の対象となります。

◆問合せ先◆

えるぼし認定、くるみん認定
【電話】027-896-4739（雇用環境・均等室）
ユースエール認定
【電話】027-210-5007（職業安定部職業安定課）
もにす認定
【電話】027-210-5008（職業安定部職業対策課）

雇用環境に係る4つの認定制度を
活用し、優秀な人材の確保を目指しましょう

認定基準の詳細・認定企業一覧は、ホームページでもご確認いただけます。

1 えるぼし・プラチナえるぼし認定



認定基準の詳細

群馬労働局ホームページ>各種法令・制度・手続き>雇用環境・均等関係>女性活躍推進法特集ページ（厚生労働省HP）

群馬県内の認定企業一覧

群馬労働局ホームページ>各種法令・制度・手続き>雇用環境・均等関係>女性活躍推進取組状況

認定企業一覧はQRコードからもご覧いただけます。



2 くるみん・プラチナくるみん認定



認定基準の詳細

群馬労働局ホームページ>各種法令・制度・手続き>雇用環境・均等関係>令和4年4月1日から、くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます。新しい認定制度もスタートします。（厚生労働省HP）

群馬県内の認定企業一覧

群馬労働局ホームページ>各種法令・制度・手続き>雇用環境・均等関係>次世代育成支援対策推進取組状況

認定企業一覧はQRコードからもご覧いただけます。



3 ユースエール認定



認定基準の詳細

群馬労働局ホームページ>企業のご紹介>「若者雇用促進法に基づく認定制度」（ユースエール認定企業）のご案内

群馬県内の認定企業一覧

群馬労働局ホームページ>群馬新卒応援ハローワーク（トップページ下部にある以下のバナー）>ユースエール認定企業



認定企業一覧はQRコードからもご覧いただけます。



4 もにす認定



認定基準の詳細、認定企業一覧

群馬労働局ホームページ>企業のご紹介>「障害者雇用優良中小事業主認定制度」のご案内

認定企業一覧はQRコードからもご覧いただけます。



認定により、企業のイメージアップや、優秀な人材の確保・採用のほか、以下のメリットが期待できます。

- **公共調達における加点評価等**：各府省等が総合評価落札方式又は企画競争によって公共調達を実施する場合、認定企業などを加点評価するよう定められました（※）。詳細は、公共調達を行う当該行政機関あてご確認ください。群馬労働局の公共調達（総合評価落札方式に限る）でも加点評価されます。また、日本政策金融公庫の低利融資対象となります。
- ※ もにす認定については、国の公共調達の加点対象となりませんが、地方公共団体の公共調達で加点対象となる場合があります。
- **ユースエール認定企業、もにす認定企業へのマッチング支援等**：「群馬わかものハローワーク」や「ぐんま新卒応援ハローワーク」等で認定企業を積極的にPRします。また、労働局・ハローワークが開催する就職面接会等について積極的にご案内します。